

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年12月10日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

世田谷区社会的養護自立支援拠点事業（せたエール）業務委託

(2) 目的

本業務は、虐待等の逆境的体験があり、困難や生きづらさを抱える社会的養護経験者等の安定した生活基盤と社会的自立に向け、対象者に寄り添い、伴走者となりながら、必要な支援に適切につなぐ等、若者本人を主体とした自立支援を行う。

また、児童相談所を設置する基礎的自治体で実施する事業であることから、地域や関係機関と顔の見える関係を築き、地域の支えと見守りの中で若者が自分らしく生きていけるよう、様々な関係機関等と連携しながら支援を行うことを目的とする。

(3) 履行期間

①準備業務

契約締結日（令和8年2月上旬頃）から令和8年3月31日まで

※受託者が現在の運営事業者から変更となった場合のみ契約を行う。

②運営業務

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※本業務に関わる契約締結は、当該業務にかかる各年度の予算が議決し、予算配当がなされることを条件とするものである。

※契約は単年度ごととし、業務の運営状況が良好と認められた場合に限り、令和9年度及び令和10年度の契約を締結する。

(4) 業務内容

基本的な業務内容は以下のとおり。

①準備業務

- I) マニュアルの策定
- II) 実施体制の整備・研修等の実施
- III) 既存の利用者に関する引継ぎ
- IV) 関係機関や地域との関係構築
- V) 各事業実施にかかる準備

②運営業務

- I) 相談支援
- II) 支援計画の策定
- III) アウトリーチ支援
- IV) 居場所支援（相互交流の場の提供）

V) 入所中の者への支援及び18歳の切れ目の前の継続的な支援

VI) 地域連携

VII) 広報活動

VIII) その他

2 参加資格

- 申込み時点において、当事業の運営が可能であり、政治若しくは宗教活動を目的としない法人（以下、「法人」という。）で、次の各事項をすべて満たしたもの。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
 - (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。
 - (5) 令和2年度以降、「社会的養護経験者等への自立支援」あるいは「若者支援」に関する支援業務を実施した実績があること。
 - (6) 「世田谷区社会的養護自立支援拠点事業（せたエール）業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 審査基準

- (1) 以下の基準により審査を行う。

- ①世田谷区及び国の社会的養護施策及び若者支援施策の理解度および課題認識等のレベル
- ②事業実施内容の充実度および履行の信頼度
- ③事業実施体制（統括責任者および業務担当者の経験や資格、配置人材、スーパーバイズ体制、区との連絡体制等）
- ④ヒアリングでの説明内容の明確性、的確性

- (2) 上記（1）の基準のほか、以下の点の適否についても審査を行う。

- ① 法人の経営状態が健全であり、本事業の受託に堪えられるものであること。
- ② 経費見積もりの金額及び内容が妥当なものであること、また区の提案限度額を超えないこと。

5 審査

委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員全員の審査による評価点の合計点数が最も高い事業者を候補者として選定する。

審査は、「書類審査（一次審査）」、「ヒアリング（二次審査）」の二段階で、審査基準に基づき行う。

審査の結果、採点の合計点数が一定の基準に達する事業者が無い場合は、選定事業者なしとする場合がある。また、選定された事業者による事業の実施が困難となった場合は、次点の事業者を選定事業者として決定することがある。

財務諸表の審査は別途公認会計士に依頼して実施することとし、5段階評価中最低評価となった事業者については、選定対象から除外するものとする。

(1) 選定委員の構成

委員長：子ども・若者部長 松本 幸夫
委 員：太田 由加里（学識経験者等）
委 員：川松 亮（学識経験者等）
委 員：武藤 素明（学識経験者等）
委 員：世田谷区児童相談所長 河島 貴子

(2) 書類審査

提出された書類に基づき審査を行う。

審査は選定委員会の各委員が行うものとする。

(3) ヒアリング審査

選定委員会の委員によるヒアリング審査を行う。

ヒアリング対象は、提案書を提出し、財務審査にて最低評価に該当しないすべての事業者に対して実施する。

ヒアリングは法人代表者（又は法人を代表して責任ある回答のできる者）及び配置予定の統括責任者を含む2名以上で参加すること。

※実施日、実施場所、実施内容等については、招請通知発送以降に通知する。

※ヒアリングの際に電子機器の使用、追加資料の提出等は受け付けない。

6 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区子ども・若者部 児童相談支援課 社会的養護推進担当
住 所 〒156-0043 世田谷区松原6-3-5
世田谷区役所梅丘分庁舎2階
(午前8時30分～午後5時 土日祝日除く)
電 話：03-6304-7740
FAX：03-6304-7786

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

令和7年12月10日（水）～令和7年12月24日（水）17時まで

②交付場所及び方法

世田谷区ホームページからダウンロード

世田谷区トップページ→事業者の方へ→契約・入札情報→現在実施中のプロポーザル情報→子ども・教育・若者支援にて掲載

又はホームページの上部検索スペースにページ番号「29807」と入力して検索

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

①提出期限：令和7年12月24日（水）17時まで（必着）

②提出場所：上記「(1) 担当部課」に同じ

③提出方法：持参または郵送（郵送は書留郵便又はレターパックに限る。）

※受付時間は土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時

※郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。

(4) 事業者向け説明会の開催

提案書提出にあたっての注意事項等の説明を行うため、以下のとおり、事業者向け説明会を開催する。

①日時：令和8年1月7日（水）午前11時～1時間程度

②会場：オンライン（ZOOMにて開催予定）

③申込み：令和8年1月6日（火）午前9時までに、上記「(1) 担当部課」まで所定の様式に記載の上、電子メールにて送信すること。なお送信後は確認の電話をすること。

※メールアドレスは招請通知にて記載する。

(5) 提案書の提出期限、提出場所及び方法

①期限：令和8年1月22日（木）16時まで（必着）

※ただし、提案書に添付する財務諸表については、令和8年1月14日（水）までに提出すること。

②場所：上記「(1) 担当部課」に同じ

③方法：持参、郵送又は電子メール（郵送は書留郵便又はレターパックに限る。）

※持参の場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時

※郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。

※電子メールの場合は、送信後は確認の電話をすること。

(6) ヒアリングの実施について

実施日、実施場所、実施内容等については、招請通知発送以降に通知する。

(7) 審査結果の通知及び方法

令和8年2月上旬に文書で通知する（予定）。

7 スケジュール

	内 容	日 時
①	説明書の交付	12月10日（水）～12月24日（水）17時
②	参加表明書の提出期限	12月24日（水）17時
③	招請通知	12月25日（木）
④	事業者向け説明会申込期限	令和8年1月6日（火）
⑤	事業者向け説明会	令和8年1月7日（水）
⑥	質問書提出期限	令和8年1月8日（木）
⑦	質問書回答	令和8年1月13日（火）
⑧	財務諸表提出期限	令和8年1月14日（水）
⑨	提案書等の提出期限	令和8年1月22日（木）
⑩	書類審査期間	令和8年1月26日（月）～2月3日（火）
⑪	ヒアリング審査	令和8年2月上旬予定
⑫	審査結果の通知	令和8年2月上旬予定

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する場合がある。
- (5) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、「6（1）担当部課」と同じ。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、契約に際して、区は提案の内容に拘束されない。
- (9) 区との契約では予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。
- (10) 詳細は実施要領兼説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には 「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件（※）の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《労働条件確認帳票》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《労働報酬下限額周知カードの配布》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,177円	さく岩工	4,208円	左官	3,507円
普通作業員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配管工	3,039円
軽作業員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	はつり工	3,199円
造園工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防水工	3,836円
法面工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板金工	3,634円
とび工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タイル工	2,880円
石工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サッシ工	3,411円
ブロック工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋根ふき工	3,602円
電工	3,464円	高級船員	4,059円	内装工	3,507円
鉄筋工	3,464円	普通船員	3,273円	ガラス工	3,358円
鉄骨工	3,145円	潜水士	5,302円	ダクト工	3,145円
塗装工	3,666円	潜水連絡員	3,879円	保温工	2,944円
溶接工	3,932円	潜水送気員	3,762円	設備機械工	2,975円
運転手（特殊）	3,241円	山林砂防工	3,411円	交通誘導員A	2,147円
運転手（一般）	2,699円	軌道工	6,099円	交通誘導員B	1,870円
潜かん工	3,932円	型わく工	3,369円	上記以外の職種	1,460円
潜かん世話役	4,707円	大工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。